

森林環境譲与税の用途の公表

< 森林環境譲与税 >

平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

これにより、「森林環境税（令和 6 年度から課税）」及び「森林環境譲与税（令和元年度から譲与）」が創設されました。

森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」を充てることとされています。

また、適正な用途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の用途については、インターネットの利用等により用途を公表しなければならないこととされています。

< 江戸川区における森林環境譲与税の用途（令和 2 年度） >

瑞江第三中学校施設改築に伴う内装の木質化

【事業実績】 90,000 千円 そのうち森林環境譲与税 55,290 千円

事業の効果

子どもたちが学校内の身近なところで、木のぬくもりを感じることができるよう、内装に国産材を使用し、森林整備への理解の醸成を図りました。具体的には、次のような工夫をしました。

- ・学習ラウンジや図書室にて、壁・天井・家具などに積極的な天然木無垢材の利用を行うことで、木に包まれた環境づくりを行いました。
- ・生徒が手に触れる機会の多い下足入れ・書棚・ベンチなどの家具や壁に、天然木無垢材を利用することで、環境学習の一環となるよう配慮しました。
- ・学習ラウンジの天井材は、細い木材をルーバー上に取りつける設計とすることで、天井から吊り展示ができるよう工夫するとともに、間伐材利用を推奨しました。